

令和7年度横浜市世界を目指す若者応援事業

長期留学 募集要項

「横浜市世界を目指す若者応援事業」は、高校生の皆さんが海外留学を体験することで、世界の様々な国の人々や文化を理解し、ともに解決する力を養い、国際都市横浜を支える、真にグローバルな人材として育っていくよう、横浜市が留学にかかる費用の一部を補助する制度です。

この事業は、「世界で活躍する若者の育成に役立ててほしい」という、横浜にゆかりの深い方からいただいた寄附金を元に、「横浜市世界を目指す若者応援基金」を設立したことから始まりました。基金は、今でも多くの個人や企業の方々からの善意により支えられています。

「高校生の留学を応援したい!」という方々の善意にこたえ、国際社会で活躍する未来を目指し、世界に向けてチャレンジしてみませんか!

1 目的

横浜市世界を目指す若者応援事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、横浜市からの補助金を通じて、世界に視野を広げ、国際社会を舞台に活躍を目指す高校生の留学を支援することを目的としています。

2 事業主体

横浜市

3 応募資格

応募資格は次の（１）～（７）のすべてを満たす必要があります。ただし、これまでに「世界を目指す若者応援事業」による補助を受けたことがある者（過年度に「世界を目指す若者応援事業」姉妹校等留学プログラムまたは短期留学の補助を受けたことがあり、長期留学に申請しようとする者を除く）は補助の対象外とします。

- （１） 市内に在住して市内又は市外の高校等に在籍している生徒（以下、市内在住高校生という。）又は市外に在住して市内の高校等に在籍している生徒（以下、市内在学高校生という。）（※１）
- （２） 当該年度の４月１日時点の年齢が３０歳以下であること
- （３） 留学期間が９０日以上３６５日以下であること
- （４） 海外留学に支障のない健康状態であること

- (5) 国際理解・国際交流に関心を持ち、海外の国や地域との相互理解と友好親善に寄与しようとする意欲があること
- (6) 在籍する高校等の校長の推薦を受けていること
- (7) 当該年度の4月1日から3月31日までに出発するもの

(※1)

- ・ 高校等：横浜市内の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1～第3学年）又は専修学校（高等課程）
- ・ 出発日及び帰国日において、市内在住高校生又は市内在学高校生であることが必要です。ただし、帰国日において日本で在籍する高校等を卒業している場合は、本制度による支援が完了するまで、在籍する高校等が以下の体制をすべて満たしている必要があります。①留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がある。②留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制がある。③派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制がある。
- ・ 寮生等で市外に居住している場合は、生徒の保護者が市内に在住し、その生徒を扶養していることが証明できる場合は、補助の対象とします。

4 対象とする留学

- (1) 外国における正規の後期中等教育機関又は高校生が在籍する高校等が留学事業の派遣先として認める機関（以下「外国の高校等」という。）への定期的な通学のための90日以上365日以下の海外留学（※2）
- (2) 令和7年4月1日～令和8年3月31日までに出発するもの

(※2) 留学期間

受入先機関での学修や活動のための滞在期間（出発日と帰国日を含む）。

5 募集人数

40名程度（応募状況によって変動する可能性があります。）

ただし、市内在学高校生は、応募状況により別途上限を設ける場合があります。

6 補助金の額

本要項7に規定する留学に要する経費の1/2以内とし、上限は150万円とします。なお、他の団体等から奨学金等の給付を受けている場合の補助額は、他の団体等からの奨学金額を足して、補助対象経費を超えない範囲とします。

7 補助対象経費（補助金の対象となる留学費用の範囲）

留学にかかる次の費用のうち令和8年3月20日（金）までに支払った費用とします。ただし、その時点で補助の対象となる経費が上限を超えておらず、留学期間が翌年度も継続している場合は、留学期間が終了するまでに支払った経費も対象とします（横浜市会において当該予算の議決

が必要です）。

- (1) 航空運賃（最終目的地までの航空運賃1往復分。エコノミークラスにかかる運賃）
- (2) 空港までの国内交通運賃（1往復分。特別車両料金は対象外。）
- (3) 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用
- (4) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続き費用（5年間有効用の旅券取得費用）（手続代行手数料は除く）。すでに本人が留学に有効な旅券（パスポート）を所持している場合は支給しない。
- (5) 外国の高校に納付する授業料、施設利用費等
- (6) 海外旅行保険料
- (7) 寮費又はホストファミリーに支払うホームステイ費等、目的地での宿泊にかかる費用
- (8) その他市長が必要と認める経費

8 応募方法

ウェブサイトのエントリーフォームに必要事項を記載し、必要書類をご提出ください。応募にあたっては、計画する留学に対し、在籍している高校等の許可を得てください。

(1) 提出書類

- ア 横浜市世界を目指す若者応援事業申請書（第1号様式）
- イ 本人確認書類（※3）
- ウ 留学期間と留学先での活動内容が分かる予定表
- エ 留学する外国の高校等の概要が分かるリーフレット等
- オ 本要項7に定める経費の額及び内訳と経費の支払時期が分かる書類の写し、既に支払っている場合は、領収書の写し
- カ 他の団体等から当該留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期が分かる書類の写し
- キ 外国の高校等への留学が許可されていることを証明する書類の写し（申請時に提出できない場合は、入手次第速やかに提出すること。）
- ク 在籍する高校等からの推薦書（第2号様式）
- ケ 在籍する高校等（高校1年生の場合は、在籍していた中学校）における成績表の写し（前年度分）（出欠の実績も含む）
- コ 留学に関する作文（第3号様式）（必ず生徒本人が作成すること）
 - 次の3つの項目について、計1,000字～1,200字の日本語による作文
 - ・留学の目的や意欲、準備や心構えについて
 - ・留学体験をいかした将来の取組
 - ・帰国後に自身の留学経験を本市及び周囲へどのように還元できるか

(2) 提出方法 ウェブサイトのエントリーフォームからご提出ください。

https://reg31.smp.ne.jp/regist/switch/00051c0005hhce-88a/ykhm_entryFrmSwt

(3) 受付期間 令和7年5月1日（木）10時00分から令和7年5月31日（土）23時59分まで

(※3) 本人確認書類

以下のいずれかの書類の写し

住民票（3カ月以内に発行されたもの）、マイナンバーカード（表面のみ）、健康保険証（住所が記載されている面を含む）

9 選考方法等

(1) 1次選考（書類審査）

本要項8（1）の提出書類について審査します。

1次選考通過者には、6月中旬頃に2次審査の日時・場所等について通知します。

(2) 2次選考（面接）

面接は対面で行います。1次選考通過者は、本市が指定した日時（日時変更不可※）に必ず面接を受けてください。面接を受けていない方は、選考対象外とします。なお、面接日は、令和7年6月22日（日）又は29日（日）を予定しています。

※大規模災害や交通機関の大幅な遅延発生時を除く。

(3) 選考結果の連絡

選考の結果は、令和7年7月中旬まで（予定）に横浜市世界を目指す若者応援事業結果通知書（第4号様式）により通知します。

10 交付決定者の義務

(1) 留学中の月次報告

留学期間中、毎月月末までに、世界を目指す若者応援事業月次報告書（第11号様式）を提出してください。（出発日と帰国日を含む月末は除く）

(2) 留学修了後の報告

修了して帰国した日の翌日から起算して30日以内に、世界を目指す若者応援事業修了報告書（第12号様式）及び受入先機関が発行した成績証明書（修了証明書）の写しを提出してください。提出に際しては、事前に日本の在籍する高校等の確認を経てください。報告書には、滞在先での活動、留学で学んだこと、滞在先で横浜市をアピールした活動、留学体験の今後の活かし方や横浜市への還元について記載したレポートや写真などを添付してください（動画も可）。※月次報告、修了報告ともにレポートは本市ウェブサイト等に掲載するとともに、写真や動画は等事業の広報・資料作成に使用することがあります。写真や動画は被撮影者の了解を得たものを使用するなど、公表可能なもののみ添付・記載してください。

(3) 留学前後プログラムへの参加

補助金の交付決定を受けた生徒は、以下の留学前後プログラムに必ず参加してください。

- ・ 留学前ガイダンス
令和7年7月13日（日）
- ・ 帰国者懇談会
令和8年9月頃
- ・ 国際会議の運営ボランティア（在籍する高校等の学業を妨げない範囲でご参加ください）

い。)

令和8年秋頃

- ・ 留学報告会

令和9年3月頃

(4) 留学の機運醸成や「横浜市世界を目指す若者応援事業」の広報活動への協力

ウェブサイト、SNS等をはじめとした広報媒体に掲載するための留学体験談や写真の提供等をお願いします。

11 補助金の交付決定から補助金交付までの手続

補助金の交付の時期で手続が異なりますので、次のページのフローチャートに従って、該当箇所をご確認ください。

●フローチャート●

本市から高校生宛てに「結果通知書」（第4号様式）を送付



本市から高校生宛てに「補助交付決定通知書」（第5号様式）を送付



**補助対象経費の支払い後に
補助金の交付を受けようとする場合**

本要項11(1)



高校生・保護者が「実績報告書」（第7号様式）その他必要書類を提出

本要項11(1)ア

提出期限

① **交付決定を受けた後に補助対象経費の支払いを完了した場合**

- ・ 補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内
 - ・ 令和8年3月20日（金）
- 上記のいずれか早い期日

② **交付決定を受ける前に補助対象経費の支払いを完了している場合**

- ・ 補助金の交付決定の日から起算して30日以内
 - ・ 令和8年3月20日（金）
- 上記のいずれか早い期日



本市から高校生宛てに「補助額確定通知書」（第8号様式）を送付



高校生・保護者が「補助金支払請求書」（第9号様式）その他必要書類を提出

本要項11(1)イ、ウ



本市が振込先に補助金を入金

**補助対象経費の支払い前に
補助金の交付を受けようとする場合**

本要項11(2)



高校生・保護者が「概算払請求書」（第10号様式）その他必要書類を提出

本要項11(2)ア、イ



本市が振込先に補助金を入金



高校生・保護者が「実績報告書」（第7号様式）その他必要書類を提出

提出期限

本要項11(2)ウ

- ・ 補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内
 - ・ 令和8年3月20日（金）
- 上記のいずれか早い期日

交付決定者全員、令和8年3月20日（金）時点の実績報告書の提出が必要です。
留学期間が翌年度も継続し、以降も支払いが発生する場合はご相談ください。



本市から高校生宛てに「補助額確定通知書」（第8号様式）を送付

※補助対象経費の支払額が概算払請求による受領額以下の場合は、本市から納付書も送付



補助対象経費の支払額が概算払請求による受領額以下の場合は、高校生・保護者が本市から届いた納付書に基づいて返金（戻入）

本要項12

※交付決定額が150万円を超えておらず、令和8年4月以降に発生した留学にかかる経費を請求する場合、別途手続きが発生します。
（横浜市内において当該予算の議決が必要です。）

- (1) 補助金の交付決定を受けた者で、補助対象経費の支払い後に、補助金の交付を受けようとする場合、次の書類を提出してください。

ア 実績報告書（個人留学用）（第7号様式）

補助金の交付決定を受けた後に、補助対象経費の支払いを完了したときは、支払完了の日から起算して30日以内又は令和8年3月20日（金）のいずれか早い期日までに実績報告書（第7号様式）に、費用を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳が分かる書類等）の写しを添付して提出してください。（ただし、補助金の交付決定を受ける前に補助対象経費の支払いを完了しているときは、補助金の交付決定の日から起算して30日以内又は令和8年3月20日（金）のいずれか早い期日までに提出してください。）

なお、添付する領収書及び内訳が分かる書類等としては、本要項7にある費用の項目が記載されているものを提出してください。

※提出された実績報告書に基づき、本市で審査を行い、その後、補助額確定通知書を交付します。

＜補助額確定通知書受領後の提出書類＞

補助額確定通知書の受領後、速やかに次の書類を提出してください。

イ 補助金支払請求書（第9号様式）

振込先として高校生・保護者名義口座以外の口座を指定する場合は、高校生・保護者が記入・押印した委任状を添付してください。

ウ 本市から届いた補助額確定通知書（第8号様式）の写し

※提出された補助金支払請求書を受け取ってから30日以内に、本市から支払います。

- (2) 補助金の交付決定を受けた者で、補助対象経費の支払い前に、補助金の交付を受けようとする場合、次の書類を提出してください。

ア 補助金概算払請求書（第10号様式）

海外留学の実施が確定していることを証する書類を添付してください。振込先として高校生・保護者名義口座以外の口座を指定する場合は、高校生・保護者が記入・押印した委任状を添付してください。

なお、補助交付決定額のうち、令和8年3月20日（金）までに支払う額が概算払請求額（令和7年度分）の上限となります。概算払請求額がこれ以下の場合、概算払請求額の根拠となる書類（見積書等）を添付してください。

イ 本市から届いた補助交付決定通知書（第8号様式）の写し

※提出された補助金概算払請求書を受け取ってから30日以内に、本市から支払います。

＜概算払いにより補助を受けた後の提出書類＞

ウ 実績報告書（個人留学用）（第7号様式）

補助対象経費の支払完了の日から起算して30日以内又は令和8年3月20日（金）のいずれ

か早い期日までに、実績報告書（第7号様式）に補助対象経費を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳が分かる書類等）の写しを添付して提出してください。

なお、添付する領収書及び内訳が分かる書類等としては、本要項7にある費用の項目が記載されているものを提出してください。

※提出された実績報告書を基に、本市で審査を行い、その後、補助額確定通知書を交付します。また、補助対象経費の支払額が、交付を受けた補助金額に満たないときは、補助額確定通知書及び横浜市が送付する納付書に基づき、差額を市に返還してください。

※交付決定者全員、令和8年3月20日（金）までに実績報告書（第7号様式）の提出が必要です。留学にかかる経費の支払い時期が当該期日以降となる場合はご相談ください。

※交付決定額が150万円を超えておらず、令和8年4月以降に発生した留学にかかる経費を請求する場合、改めて手続きが発生します。（横浜市会において当該予算の議決が必要です。）

12 補助金交付決定の取消並びに補助金の返還

次の場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、その返還を求める場合があります。

- (1) 申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助の対象となる経費が支出されないとき
- (3) 補助金の申請に係る提出書類の内容と事実が著しく異なるとき
- (4) 横浜市世界を目指す若者応援事業実施要綱の規定及び補助決定に付した条件に違反したとき
- (5) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

13 その他

- (1) 申請等に必要な各種様式は、次のウェブページからご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/ikusei/jigyo/ouenjigyoku.html>

提出された個人情報は、補助金交付の選考にのみ利用します。また、書類の保存などその他詳細に関することは、要綱の定めによります。

- (2) 渡航にあたっては、安全面や危機管理について、十分検討してください。留学開始後も随時状況が確認できるよう、在籍高校等や受入先機関と連絡を密にするようにしてください。

渡航中の万一の事故に備えるため、留学開始前までに各自で海外旅行保険に加入することを推奨します。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。

なお、留学先国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先国・地域の変更を指示することや、支援を見合わせる場合があります。

14 申請書類等の問合せ先

(1) ウェブでのお問い合わせ

「世界を目指す若者応援事業お問い合わせデスク」にアクセスし、お問い合わせ内容を送信してください。 (https://reg18.smp.ne.jp/regist/switch/00011K0000cd87pj92/ykhm_inqFrmSwt)

(2) 電話でのお問い合わせ

横浜市国際局政策総務課「世界を目指す若者応援事業担当」

TEL:045-671-4700 (土日祝日除く、8:45-17:00)

15 スケジュール (予定)

申請書受付開始	5月1日(木) 10時00分
申請書受付締切	5月31日(土) 23時59分
1次選考(書類審査) 結果通知	6月中旬頃
2次面接 ※1次選考通過者のみ	6月22日(日)、29日(日)のいずれかで、 本市が指定する日時
2次選考結果通知	7月中旬頃
留学前ガイダンス (合格者のみ)	7月13日(日)

※上記のほか、帰国者懇談会、国際会議等運営協力、留学報告会などにご出席ください。